

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(平成20年3月28日京都市条例第57号) (都市計画局建築指導部建築指導課)

1 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)烏丸通沿道四条南地区地区計画(以下「烏丸通沿道四条南地区地区計画」といいます。)が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたこと及び京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)明倫元学区地区地区計画(以下「明倫元学区地区地区計画」といいます。)が変更され、この地区計画の区域の一部において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途に関する制限を定めることとしました。

計 画 地 区 の 名 称 (適 用 区 域)	制 限	
	事 項	内 容
明倫元学区烏丸通沿道地区 (明倫元学区地区地区計画 の区域のうち、地区整備計 画において烏丸通沿道地区 として区分された区域)	建築物 の用途 の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項に規 定する風俗営業、同条第6項に規定 する店舗型性風俗特殊営業又は同条 第9項に規定する店舗型電話異性紹 介営業の用に供するもの
烏丸通沿道四条南地区 (烏丸通沿道四条南地区地 区計画の区域のうち、地区 整備計画が定められた区		(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2 号及び第3号に掲げる建築物 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。た だし、当該建築物及びこれに付属す るもの(門及び塀を除く。)の壁面から 烏丸通の境界線までの水平距離のう

域)	ち最小のものが20メートル以上であるものを除く。
----	--------------------------

- 2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）四条通地区地区計画の区域のうち地区整備計画においてA地区として区分された区域における建築物の用途の制限について、共同住宅、寄宿舍又は下宿は、四条通からの距離等に係る要件に適合するとともに、当該建築物及びこれに付属するもの（門及び塀を除く。）の壁面から烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上である場合に限り建築することができることとしました。

この条例は、平成20年3月28日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第57号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 一条山地区の項の次に次の1項を加える。

明倫元学区烏丸通沿道地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）明倫元学区地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において烏丸通沿道地区として区分された区域
--------------	---

別表第1 四条通B地区の項の次に次の1項を加える。

烏丸通沿道四条南地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）烏丸通沿道四条南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------	---

別表第2 一条山地区の項の次に次の1項を加える。

明倫元学区烏丸通沿道地区及び烏丸通沿道四条南地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業、店舗型風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物
--------------------------	-----------	---

	(3) 共同住宅, 寄宿舍又は下宿。ただし, 当該建築物及びこれに付属するもの(門 及び塀を除く。)の壁面から烏丸通の境 界線までの水平距離のうち最小のもの が20メートル以上であるものを除く。
--	---

別表第2 四条通A地区の項中「から四条通」の右に「及び烏丸通」を加え、同表京
都外国語大学地区の項中「31メートル第2種高度地区」を「31メートル高度地区」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)